

令和3年第5回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和3年8月31日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	8番	熊谷勘信君
9番	島津秀樹君	10番	辻岡正和君
11番	坂本豊君	12番	今井富雄君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員（1名）

6番 藤田正美君

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	政策推進課長	竹内正
観光未来創造課長	泉原功	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレア文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本斉	教育委員会事務局長	宮田雅秋
監査委員	河原武教		

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 4 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第 5 報告第 8号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

- 日程第 6 報告第 9 号 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 7 認定第 1 号 令和 2 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 2 号 令和 2 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度 道整備推進交付金事業 町道倉見井崎線改良工事）
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度 若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業 熊川トレイルゲートウェイ外構広場整備工事）
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 令和 3 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 令和 3 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 令和 3 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 令和 3 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 令和 3 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 令和 3 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 令和 3 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 令和 3 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 令和 3 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 令和 3 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 令和 3 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 令和 3 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 令和 3 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正

予算（第1号）

- 日程第24 議案第75号 字の区域の変更について
- 日程第25 請願第3号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立て等に使用しないことを求める請願
- 日程第26 請願第4号 原発事故時の安定ヨウ素剤配布の事前配布を求める請願
- 日程第27 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

(午前 9時20分 開会)

○議長（今井富雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、去る8月2日に大南栄三議員が急逝されました。

4月の選挙で初当選され、我々と一緒にこれからというときの御他界でございまして、誠に残念なことでございます。

御遺族の皆様方に心からお悔やみを申し上げ、深く哀悼の意を表します。

さて、本日、招集されました令和3年第5回若狭町議会定例会の開会に当たりまして、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定のほか、工事請負契約の締結、令和3年度各会計の補正予算、宇の区域の変更が主なものであります。

議員各位には、十分な審議をお願いいたします。

さて、今年は、梅雨の豪雨、梅雨明け後の猛暑、そして、早い台風の襲来と前線停滞による豪雨と不安定な気候が続いております。

同時に、コロナウイルスは、デルタ株に変異しまして、感染拡大しており、福井県では8月6日から8月24日まで緊急事態宣言が出され、それが9月12日までに延長されました。今なお感染拡大は止まらない状況でございます。

9月に入りまして、本格的な台風シーズンを迎えますけれども、このコロナ禍の中、災害に対する備えをいま一度、御確認願いたいと思います。

朝晩、涼しく感じる季節になりました。議員各位には、健康に十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

大南栄三議員が8月2日に死去され、欠員となりました。

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和3年第5回若狭町議会定例会を開会いたします。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに、令和3年第5回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、

議員の皆様には、お忙しいところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

まず初めに、若狭町議会議員の大南栄三氏が去る8月2日に御逝去されました。4月の町議会議員選挙により初当選され、豊富な行政経験を活かし、町の発展のため、議員としての歩みを始められた矢先の突然の訃報に、ただただ残念であり、惜別の情は尽きません。ここに、謹んで哀悼の意を表し、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症ですが、8月28日に上中庁舎勤務の職員に新規感染者が確認されました。これに伴い、上中庁舎1階で執務する職員については、29日に唾液採取によるPCR検査を実施するとともに、上中庁舎及び三方保健センター内の消毒作業を実施いたしました。

PCR検査の結果は、同日の夕方に報告があり、幸い全員陰性が確認されました。町民の皆様には大変御心配をおかけいたしました。引き続き、職員一同、感染防止対策に努め、今後も慎重に状況を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いデルタ株による全国的な流行「第5波」の勢いを抑え込めず、8月27日から緊急事態宣言地域に8道県が追加され、21都道府県までに拡大されております。

変異株は従来株に比べウイルス量が多く、感染力も強いことから、さらなる感染拡大は予断を許さない状況が続いております。

県内においても、連日、多くの感染者が報告されており、県独自の緊急事態宣言が発令されている中、小・中学校の授業再開も重なり、今後の感染拡大を危惧しているところではあります。

一方、町では、感染拡大や重症化の防止、水際対策の強化策として、9月補正予算において、「PCR検査」に対する補助事業を提案させていただいております。

県民行動指針に基づき、他県との不要不急の往来は、原則、中止・延期をお願いしているところですが、受験や就職活動など、やむを得ず県外に出向く方や、若狭町出身者で県外から介護などでやむを得ず帰省される方を対象に検査費用を補助するものであります。

併せて、コロナワクチン接種につきましても、医療機関の御協力をいただきながら、一日も早く接種が完了できるよう、引き続き、全庁体制で取り組んでまいります。

町では、7月8日に「地区要望」を実施させていただき、地域の方々から課題や要望などをお聞かせいただきました。

9月13日から16日には「集落ヒアリング」も予定しております。

集落の方々とは直接対話をする中で、お互いの信頼関係を築き、情報を交換することに

よって、課題を共有し、課題解決に向けて、地域と一丸となって町民と協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告及び決算に基づく資金不足比率の報告、令和2年度一般会計及び各特別会計及び各企業会計歳入歳出決算の認定ほか、令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算などの案件をお願いしております。

議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、坂本 豊君、13番、北原武道君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（今井富雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの18日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和3年度6月分から7月分までの結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

また、令和2年度各会計の決算審査意見に関する報告を求めするため、河原監査委員の

出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第3「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。

敦賀美方消防組合議会議員が1名欠員となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員に松本孝雄君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました松本孝雄君を敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松本孝雄君が敦賀美方消防組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第4 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第4「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題とします。

美浜・三方環境衛生組合議会議員が1名欠員となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員に熊谷勘信君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました熊谷勘信君を美浜・三方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました熊谷勘信君が美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第5 報告第8号・日程第6 報告第9号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第5、報告第8号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び日程第6、報告第9号「令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の2件を一括して報告願います。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、報告第8号から報告第9号につきまして御説明を申し上げます。

報告第8号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、また、報告第9号「令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について」では、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。いずれも基準を下回っていることを御報告申し上げます。

○議長（今井富雄君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）



○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第7 認定第1号・日程第8 認定第2号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第7、認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第8、認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、認定第1号及び認定第2号につきまして御説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも令和2年度一般会計をはじめとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものでございます。

これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号「令和2年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

令和2年度若狭町一般会計歳入歳出決算でございますが、詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りいたしました決算書を御覧いただきたいと思います。

一般会計における歳入決算総額は135億9,828万円となりました。歳出決算総額は128億8,776万6,000円となり、歳入歳出の差引きは7億1,051万4,000円となりました。

次に、11会計ある特別会計の決算につきまして申し上げます。

まず、「若狭町国民健康保険特別会計」「若狭町後期高齢者医療特別会計」「若狭町直営診療所特別会計」「若狭町介護保険特別会計」といった町民の皆様の健康に関わる4つの特別会計につきましては、いずれの会計も、保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただきました。

次に、「若狭町簡易水道事業特別会計」「若狭町農業集落排水処理事業特別会計」「若狭町漁業集落排水処理事業特別会計」「若狭町公共下水道事業特別会計」といった上下水道関係の4つの特別会計につきましては、適切な維持管理に努め、運営を図るこ

とができたと考えております。

また、「若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」では、令和2年度につきましては、農作業中の事故2件に対しまして医療共済金をお支払いいたしました。

「若狭町営住宅等特別会計」では、町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施し、住宅困窮者やU・Iターン者などへの居住場所の提供を行いました。

最後に、「若狭町土地開発事業特別会計」につきましては、天徳寺及び上瀬の住宅団地を中心に分譲をさせていただいております。

続きまして、認定第2号「令和2年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」御説明申し上げます。

初めに、令和2年度若狭町水道事業会計決算につきましては、収益的収入が1億5,175万8,000円、収益的支出が1億4,976万9,000円となり、純利益は198万9,000円となりました。

資本的収支では、6,238万2,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、令和2年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が2,548万6,000円、収益的支出が3,312万4,000円となり、763万8,000円の損失となりました。

資本的収支では、国、県などの補助金を財源に河内川ダムの負担金を支出しております。

最後に、令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算であります。収益的収支の状況は、総収益4億6,956万4,000円、総費用4億9,609万円で、当年度純利益は2,652万6,000円の損失となっております。

資本的収支では、診療所の改修工事に係る企業債の償還金として、不足する額1,804万1,000円は当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上、認定第1号及び認定第2号につきましては御説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。

若狭町監査委員、河原武教君。

○若狭町監査委員（河原武教君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和2年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号の令和2年度若狭町一般会計及び国民健康保険会計など11の特別会計並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の島津監査委員とともに、6月から8月にかけて慎重に審査をさせていただき、お手元に配布のとおり、意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので、省略をさせていただきます。

決算審査に当たりましては、次の事項に主眼を置いて審査を行いました。

1つ目には、予算が適正に執行され、効率的な財政運営が行われているか。

2つ目には、財務に関する事務が適正に処理され、財産は適切に維持管理されているか。

3つ目に、これらが町民の福祉の向上に寄与しているかという点であります。

この点を確認するため、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して、慎重に審査を行った次第であります。

ここで、審査概要の一端を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額は135億9,828万円、歳出総額は128億8,776万6,000円となっており、前年度と比べますと、歳入では、28億7,754万7,000円、26.8ポイントの増加、歳出では、27億4,807万4,000円、27.1ポイントの増加となっております。

これは、主に、かつて経験したことのない新型コロナウイルスの脅威に対し、各種の感染症拡大防止に関する事業及びそれにより疲弊した経済への活性化対策が実施されたこと、また、三方地域におけるケーブルネットワーク更新事業が進められたことなどが大幅な増額及び増加率の要因と考えられます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億1,051万4,000円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,114万6,000円を除いた実質収支は5億4,936万8,000円の黒字、財政調整基金の取崩し等を考慮した実質単年度収支においては1億7,394万8,000円の黒字であります。

次に、財政運営の状況であります。財政力指数は0.331となっており、収入財源の70.4%が地方交付税や国や県の支出金、町債などに依存した内容となっております。

また、今年度の実質公債費比率は15.3%と対前年度比では0.2ポイント低くなり、地方債許可団体に移行する目安とされております18%の基準値以内となっております。

次に、財政の弾力性を示す総合的な指標であります経常収支比率は87.6%と対前年度比では3.2ポイント低くなっておりますが、依然として財政の硬直化の傾向がうかがえます。

今後においても、各指数の変動を念頭に置き、将来の財政を見据え、歳出抑制の強化を図るとともに、歳入の確保に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

それでは、歳入と歳出の状況について御報告させていただきますが、以下につきましては、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、歳入の状況であります。収入済額が135億9,828万円であり、調定額に対する収納率は99.78%であります。

収入未済額は3,025万円であり、354万円の未納欠損処理を行っております。

歳入については、厳しい財政状況の中において、自己財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点において、課税対象者の的確な把握に努めていただき、滞納実態に応じて納付相談や分納など、債務者個々の状況に応じたきめ細かな対応を粘り強く行っていただくとともに、新たな滞納の未然防止に努められるよう最善の努力をされることを望むものであります。

特に、各課が連携した「滞納整理連携会議」を活用するなどして情報の共有を図るとともに、長期化した滞納繰越分の徴収は、年月がたつほど困難となることを考慮し、徴収率向上のための効果的な対策を収納担当部署と関係課が連携を強化して徴収に当たっていただきたいと思っております。

また、未納欠損についても、その処理までに債務者の資産状況等に応じた対応をしっかりとさせていただきたいと思っております。

次に、歳出の状況であります。歳出総額は128億8,776万円であり、性質別による決算額では、人件費や物件費、扶助費、補助費等をはじめとする消費的経費は79億8,018万円で、歳出額全体の61.9%を占め、対前年度比34.0ポイントの増加となっております。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策である「特別定額給付金事業」の実施や、大きな打撃を受けた飲食店の業績回復を目的とした「食べて飲んで飲食店応援事業」の実施のほか、学校ICT環境管理事業による児童生徒用

のノートパソコンの購入などであります。

また、投資的経費は14億5,911万円で、歳出額全体の11.3%と前年度と比較して1.2ポイントの増加であります。決算額は対前年度比42.9ポイントの大幅な増加となっております。

この主な要因は、ケーブルネットワーク更新事業や若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業等の実施によるものであります。

公債費その他は34億4,846万円で、歳出総額全体の26.8%と前年度と比較し4.4ポイント減少していますが、決算額は対前年度比9.1ポイントの増加となっております。

この主な要因は、水月花売却に伴う基金の廃止をもとにした新たな基金積立によるものであります。

今後の公債費の増加抑制のため、普通建設事業の実施に当たっては、事業の緊急性や投資効果を十分に考慮するとともに、消費的経費である物件費、維持補修費等の経常経費につきましても将来を見据えた財政の健全化に向けた一層の削減努力を希望するところであります。

以上、全般では歳入、歳出のバランスは取れているものの、今後とも地方交付税など依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、自主財源の確保に努めつつ、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大のような突発的な緊急事態の発生も考慮しつつ、慎重に将来の財政計画を立て、行財政改革プランに沿った計画的な財政運営が進められることを強く要望します。

次に、基金の状況であります。令和2年度末では、総額が26億180万円となっており、基金全体では、前年度末より3,402万円の増加となっております。

その中で、財政調整基金は、全体的な財源不足を補うため、3億3,000万円の取崩しを行ったものの、新たに4億7,335万円を積み立てたことにより、10億7,394万円の残高となっております。

観光宿泊研修施設基金は、水月花売却に伴い1億9,473万円を全額取り崩して廃止すると同時に、観光振興基金を創設し、令和2年度末で1億5,872万円の積立となっております。

合併地域振興基金は、町村合併以来、若狭町発展のため、数々の事業の財源として活用されてきましたが、令和2年度で終了しております。

財政調整基金をはじめとする各種基金の今後の取崩しにつきましては、将来の財政運営を考慮して、慎重かつ計画的に行っていただきたいと思っております。

次に、財産の状況であります。町が所有する土地、建物の令和2年度末の財産所有面積は135万平方メートルとなっております。

処分可能な町有財産については、有効活用や公売等を行うことによって、歳入の確保と管理経費の削減が図れるものと考えられますので、今後も財産の処分を積極的に進めていただくことを要望いたします。

また、有価証券120万円を三方五湖DMOから取得しておりますので、今後、事業の取組状況等をしっかりと把握していただきたいと思っております。

出資金については、福井県畜産協会が予防接種事業を終了することに伴い協会から退会したことにより、41万円の減額となっております。

次に、町債の現在高であります。総額158億6,212万円となっており、前年度に対し9億2,435万円の減少となっております。これは、元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。

今後においても、将来の財政負担となる町債は、計画的な事業の実施により、発行額を調整し、残高を減らす取組を継続していただきたいと思っております。

以上、一般会計における財政状況の概要を申し上げましたが、人口減少と少子高齢化が一段と進む中、新型コロナウイルス感染症拡大という新たな脅威が発生しており、今後の税収への影響も大変心配されます。

さらに、今後も扶助費、維持補修費などの消費的経費が増加するものと考えられ、財政運営は、より厳しさを増していくものと思われま。

町民が安心して生活できる町を目指して、より強固で弾力性のある財政基盤の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して、町民と向き合い、地域の実情や声を十分に活かし、効果的な事業の立案と実施を願うものであります。

次に、特別会計について申し上げます。特別会計は、国民健康保険会計をはじめとする11の会計があります。

各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、おおむね健全でありました。

それぞれの会計について、意見の一端を述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計については、歳出において大きな割合を占めている保険給付費について、今後も引き続き、医療費の適正化に向けた特定健診などの健診受診率のさらなる向上を図っていただきたいと思っております。

また、国民健康保険加入者の疾患別受診状況をはじめとする各種データを綿密に分析し、効果的な保健指導や健康づくり教室などを開催して、生活習慣病の発症や重症化の

予防に努め、住民の健康づくりを推進していただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計については、国民健康保険特別会計と同じく保険給付費が増大していくことが予想されるため、加入者の健康管理や医療機関の適正受診の指導などに努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、平成24年度の診療所再開以来、収支のバランスも取れ、順調に推移しております。

コロナ禍ではありますが、今後も住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と各医療機関との連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐことなどによって、医療費抑制に努力を願うものであります。

介護保険特別会計については、当町の介護保険料は県内でも上位であり、今後も保険給付費が増大することが予想されることから、引き続き、フレイル予防を積極的に推進し、保険給付費の減少を図り、安定的な事業運営を願うものであります。

簡易水道特別会計については、12地区の広範囲にわたる水道施設を管理しているもので、管理効率の向上と安全で安定した水を供給するため、一体的、効率的な水道施設を目指した水道計画を推進されております。

今後も経営の効率化、健全化を目指した施設統合等の推進と安全で安定した水道水の供給に努力を願うものであります。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計は、農業労働者に対する共済制度であり、町全体で458戸が共済に加入されています。

加入者は、前年度比43戸の減少となっており、農業法人等への農地の集積が進み、個人の加入者が減少したことによることが主な要因ですが、不測の農作業事故に対処するため、引き続き、制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17か所の施設が稼動しており、住民の健康で文化的な生活を確保する上で欠かすことができない施設であります。引き続き、各施設の適切な維持管理に努めていただくとともに、施設の統合を含めた効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅16室が対象となっており、会計収支は442万円が純利益となっております。今後も引き続き、適正な管理と健全な運営を願うものであります。

土地開発事業特別会計では、現在分譲中の天徳寺及び上瀬住宅団地をはじめ、若王子

及びせせらぎ住宅団地は残り区画が僅かとなっており、早期完売に向けたPR活動を積極的に進め、販売促進に一層の努力を願うものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、水道事業、工業用水道事業、上中診療所事業とも公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

まず、水道事業であります。給水人口は前年度比109人の減少となり、年間給水量でも約17万立方メートルの減少となっております。

会計収支から見ると、当年度は、料金収入や一般会計補助金を合わせた収益的収入から、営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた198万円が純利益となっております。今後も漏水調査の実施や計画的な老朽管の更新など、有効率の向上に努めるとともに、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社と給水契約を締結し、工業用水を供給しておりますが、契約水量は1日当たり665立方メートルとなっております。

会計収支では、総収益から総費用を差し引いた763万円が純損失となっているものの資金残高は994万円の増加となっております。

今後も受水企業の需要計画に沿い、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダムの水源利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

次に、上中診療所事業についてであります。医療費抑制政策や医師や看護師の確保など医療を取り巻く厳しい環境の中、一般病床19床の有床診療所として医療の提供が行われております。

患者数については、入院患者、医科及び歯科外来患者は減少しているものの、介護保険在宅サービスは増加の状況にあります。

全体の医業収益としては、前年度に比べ325万円、1.0ポイントの増収となっておりますが、経常収益全体では、前年度に比べ3,808万円、7.5ポイントの減収であり、厳しい経営状況にあります。

町では、保健・福祉・医療の関係各課が連携した地域包括ケアシステムが構築されておりますが、上中診療所の役割について、住民に広く理解を求め、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

以上、それぞれの会計については、住民生活に密接した事業として「最少の経費で最大の効果」を念頭に、いずれも正確かつ適正に会計処理がなされていたことをここに御報告申し上げます。



しかし、税をはじめ保険料や使用料等の収入未済額があり、各担当部署において収納努力がなされているものの、特別会計の多くはこれらを主な財源として運営されており、公平負担の原則に基づき、収納体制の強化等により、滞納の縮減に努めていただきたいと思います。

特に、自治体の債権には様々な性質があり、町税のような公法上の債権や使用料など私法上の債権もあるため、それぞれの性質に応じた徴収や不納欠損抑制の方法により、対応願いたいと思います。

また、今後の人口減少やコロナ禍に伴う税収への影響、地方交付税の減額など歳入の根幹をなす財源が減少することが明らかであります。

事業の実施に当たっては、複雑・多様化する住民ニーズを的確に捉える必要があります。

特に、人口減少対策として策定した若狭町総合戦略に基づく交流人口及び関係人口の拡大や定住促進を確実なものとするため、各課の事業をより連携させ、民間活力を有効に導入し、先進的な事業の選択や効率的な行政運営に取り組まれることを希望するものであります。

また、学校及び保育所の今後の在り方についても、児童数の減少が進み、互いに育つ環境の維持が難しい中、町の考え方を町民に丁寧に伝え、学校の適正規模への再編、保育所の民営化を進めることが重要であると考えます。

一方で、社会保障費の増大や公共施設、水道施設及び下水道施設の老朽化に伴う財政負担の増大が想定されます。既に水道使用料及び下水道使用料は令和3年度から改定され、住民負担の増加となっております。

未来を見据えて財政計画を立て、行財政改革プランを着実に実行するとともに、将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営のもと、住民福祉のより一層の向上と町政の発展に向けて邁進していただくことを願うものであります。

最後に、新型コロナウイルスが8月にはこれまで以上の感染拡大を見せ、9月12日までの県独自の緊急事態宣言が発令中でございます。

依然として収束が見通せない新型コロナウイルス感染症により、人々の不安の増大と日常生活や経済活動に大きな変化が生じております。

SDGs、持続可能な開発目標が示され、また、コロナ禍による新たな生活様式の中で、安全で、かつ安心して生活ができるよう万全な対策を講じられるよう願うものであります。

以上、令和2年度若狭町の一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査に関して、

本意見書を十分お目通しいただき、各会計決算の認定に対し、妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願いまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

令和3年8月31日、若狭町監査委員 河原 武教

○議長（今井富雄君）

監査委員の報告は終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時13分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開いたします。

～日程第9 議案第60号・日程第10 議案第61号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第9、議案第60号「工事請負契約の締結について（令和3年度 道整備推進交付金事業 町道倉見井崎線改良工事）」及び日程第10、議案第61号「工事請負契約の締結について（令和3年度 若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業 熊川トレイルゲートウェイ外構広場整備工事）」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第60号及び議案第61号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号につきましては、町道倉見井崎線改良工事をさせていただくもので、去る8月20日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号につきましては、熊川トレイルゲートウェイ外構広場整備工事をさせていただくもので、これにつきましては、去る7月30日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第60号「工事請負契約の締結について（令和3年度 道整備推進交付金事業 町道倉見井崎線改良工事）」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第60号「工事請負契約の締結について（令和3年度 道整備推進交付金事業 町道倉見井崎線改良工事）」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「工事請負契約の締結について（令和3年度 若狭アドベンチャーリズム拠点整備事業 熊川トレイルゲートウェイ外構広場整備工事）」に対する

討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第61号「工事請負契約の締結について(令和3年度 若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業 熊川トレイルゲートウェイ外構広場整備工事)」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第62号から日程第23 議案第74号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第11、議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」から日程第23、議案第74号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第1号)」までの13議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第62号から議案第74号までの13議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第62号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2,561万7,000円を追加し、予算の総額を114億5,935万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、交通安全施設整備事業に200万円、総合計画策定事業に106万6,000円、若狭町ホームページリニューアル事業に1,500万円、財政調整基金の積立金に2億7,500万円など、合わせて3億361万円を計上いたしました。

民生費では、社会福祉施設管理事業に236万5,000円、パレオ若狭管理事業に622万4,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に188万9,000円など、合わせて1,365万2,000円を計上いたしました。

衛生費では、上中診療所負担金事業に3,227万2,000円、保健衛生事業に200万円、高齢者予防接種事業に404万2,000円、海岸漂着物回収処理事業に160万円など、合わせて3,998万9,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、県単小規模土地改良事業に1,100万円、土地改良事業に184万円、松くい虫被害対策事業に158万2,000円、林道維持費に450万円など、合わせて1,947万2,000円を計上いたしました。

商工費では、観光施設管理運営事業に270万円、温泉設備管理事業に1,200万円、合わせて1,470万円を計上いたしました。

土木費では、除雪対策事業に8,016万4,000円、道路維持修繕事業に2,850万円、道路新設改良全般事業に1,014万4,000円、急傾斜地崩壊対策事業に912万円、合わせて1億2,792万8,000円を計上いたしました。

教育費では、学校規模配置適正化事業に407万1,000円、中学校教育振興事業に73万8,000円、重要文化財建造物保存整備事業に25万円など、合わせて626万6,000円を計上いたしました。

また、歳入では、令和2年度の決算に基づき、繰越金を4億354万1,000円増額するのをはじめ、普通交付税の交付決定により、地方交付税が9,678万9,000円の増額のほか、国庫支出金が933万2,000円の増額、県支出金が990万1,000円の増額、繰入金が254万3,000円の増額などとなっております。

次に、議案第63号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ460万円を追加し、予算の総額を18億2,587万2,000円とするものであります。

主な歳出につきましては、令和2年度事業の精算による国などへの返還金に460万円を計上させていただいております。

次に、議案第64号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ48万円を追加し、予算の総額を2億1,159万4,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金のほか保険料還付金を計上させていただきました。

次に、議案第65号「令和3年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ674万円を追加し、予算の総額を9,396万5,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金や国庫補助金などを財源に、施設修繕費122万3,000

円、委託医業費に117万1,000円のほか、基金積立金に434万6,000円を計上させていただきました。

次に、議案第66号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,772万9,000円を追加し、予算の総額を20億5,491万7,000円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳出では、前年度繰越金を財源に、基金積立金2,954万4,000円のほか、令和2年度事業の精算による国及び県などへの返還金に1,729万5,000円などを計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定における歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立金71万2,000円を計上させていただきました。

次に、議案第67号「令和3年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,707万3,000円を追加し、予算の総額を3億1,139万7,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立金に1,347万3,000円、簡易水道建設事業に360万円を計上させていただきました。

次に、議案第68号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8万9,000円を追加し、予算の総額を170万4,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立金8万9,000円を計上させていただきました。

次に、議案第69号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ518万3,000円を追加し、予算の総額を4億820万8,000円とするものであります。

歳出では、施設修繕に伴う工事請負費などを計上させていただきました。

次に、議案第70号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ231万3,000円を追加し、予算の総額を5億6,598万5,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に、基金積立金に96万3,000円、公共下水道施設管理費に135万円を計上させていただきました。

次に、議案第71号「令和3年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ441万9,000円を追加し、予算の総額を3,799万1,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に、町営住宅等の修繕費用に441万9,000円を計上させていただきました。

次に、議案第72号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,645万3,000円を追加し、予算の総額を1億408万6,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に、基金積立金1,645万2,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第73号「令和3年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的支出におきまして、営業費用の受託工事費を391万6,000円増額などするほか、資本的支出では、配水施設改良費に870万円を計上させていただきました。

次に、議案第74号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」であります。資本的支出におきまして、病院建設事業費に3,372万2,000円を計上させていただきました。

以上、13議案につきまして御説明申し上げます。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の13議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております13議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております13議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することと決定しました。

～日程第24 議案第75号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第24、議案第75号「字の区域の変更について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第75号「字の区域の変更について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するもので、土地改良法に基づく団体営土地改良事業（気山地区）の施工に伴い、字区域を変更するために提出するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第25 請願第3号から日程第27 陳情第1号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第25、請願第3号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立て等に使用しないことを求める請願」及び日程第26、請願第4号「原発事故時の安定ヨウ素剤配布の事前配布を求める請願」並びに日程第27、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」の3件を議題とします。

本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、総



務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。議案審査のため、明日1日から6日までの6日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、明日1日から6日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前10時35分 散会)